

年 月 日

北九州市立大学長 様

下記の理由により、ノートパソコンの貸与を申請します。

貸与が許可され借用する際には、裏面の「ノートパソコン借入時の遵守事項」を遵守します。

【申請理由(貸与条件)】 いずれかに☑してください。

- ① 日本学生支援機構給付奨学金の予約採用候補者(支援区分:第Ⅰ区分)であり、かつ、生計維持者が生活保護を受けている。
- ② 日本学生支援機構給付奨学金の予約採用候補者(支援区分:第Ⅰ区分)である。

【添付書類】次の書類を申請書と一緒に提出してください。

- 令和6年度大学等奨学生採用候補者決定通知(支援区分:第Ⅰ区分)[進学先提出用](写し)
※本人保管用をコピーして提出することも可ですが、その場合はパスワード部分を消してください。(黒塗り等)
- 生活保護を受けていることがわかる書類(保護決定(変更)通知書など)(写し)[該当者のみ]

【申請者】(記入してください。)

学部(群)・学科(類)	学部(学群)	学科(学類)
受験番号		
氏名(ふりがな)	()	
住所	〒 -	
電話番号		
E-Mail ^{※1}	@	

※1 選考結果を記載のメールアドレス宛にご連絡(4/8 昼頃)しますので、スマートフォンなど、すぐに確認できるメールアドレスを記入してください。

【保証人等】(記入してください。)

氏名(ふりがな)	()
住所	〒 -
電話番号	

※ 貸与ノートパソコンには限りがあります。希望者が多数の場合は、選考のうえ貸与する方を決定します。

※ 虚偽の申請等が判明した場合には、貸与許可を取り消し、貸与ノートパソコンを返却していただきます。

----- <大学確認記載欄> -----

受付印・管理番号	担当者	選考結果	学籍番号

ノートパソコン借入時の遵守事項

1. 貸与期間は、翌年3月14日までとする。借入期間終了後は遅滞なく貸与機を返却してください。
2. 被貸与者(ノートパソコンの貸与を受ける者。以下同じ)は、貸与ノートパソコン(以下、「貸与ノートPC」という。)に対し借入日から管理責任を負います。また動産保証対象外の損失については、金銭その他による賠償の責任を負うこととします。
3. 被貸与者は、貸与ノートPCのハードウェアに一切の変更を加えてはいけません。また、ソフトウェアのインストール、削除などの変更を加えてはいけません。ただし、授業におけるソフトウェアの設定、セキュリティ対策の設定はこの限りではありません。
4. 被貸与者は、貸与ノートPCをいかなる形態であれ、他者の利用に供し、又は担保物件としてはいけません。
5. 被貸与者は、ソフトウェアの不正コピーや不正利用をしてはいけません。
6. 被貸与者は、貸与ノートPCのセキュリティに配慮し、適切なウィルス対策を講じてください。
7. 被貸与者は、貸与ノートPCを学修以外に使用してはいけません。
8. 被貸与者は、貸与ノートPCについて大学管理者の指示がある時にはその指示に従わなければなりません。
9. 被貸与者が、休学、退学、除籍になった場合、または自己でノートパソコンを購入した場合は、直ちに貸与ノートPCを返却してください。
10. 被貸与者は、貸与期間中の消耗品は自己で賄わなければなりません。
11. 貸与ノートPCを返却する場合は、必要なファイル等は各自の責任でバックアップを取らなければなりません。